

(平成26年7月30日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認中部地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	10 件
厚生年金関係	10 件

## 第1 委員会の結論

申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格取得日は昭和24年2月8日、資格喪失日は25年9月1日であると認められることから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年2月から同年4月までは2,700円、同年5月から25年8月までは3,500円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月8日から25年9月1日まで

私は、申立期間において、A社又はその子会社で働いていた。記録が無いのは納得がいかない。記録を回復してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の具体的な供述及び同僚の証言から、申立人は、申立期間において、A社B支店に勤務していたことが認められる。

また、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立人と同姓同名で、生年月日が2年相違している基礎年金番号に統合されていない厚生年金保険被保険者記録（資格取得日は昭和24年2月8日、資格喪失日は25年9月1日）が確認できる。

さらに、当該未統合記録の厚生年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の性別は「女」と記録されている一方、厚生年金保険被保険者台帳索引票（払出票）の性別は「男」と記録されており、社会保険出張所（当時）の記録管理が適切でなかったことがうかがわれる。

加えて、同僚からは、「申立人とは、申立期間当時、一緒に勤務していた。」と証言が得られているところ、A社B支店に係る厚生年金保険被保険者名簿から、申立人と同姓同名の厚生年金保険被保険者を確認することができないことから、当該未統合の厚生年金保険被保険者記録は申立人の記録であると判断す

ることができる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 2 月 8 日に厚生年金保険被保険者資格を取得し、25 年 9 月 1 日に資格を喪失した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、今回統合する申立人の A 社 B 支店に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）の記録から、昭和 24 年 2 月から同年 4 月までは 2,700 円、同年 5 月から 25 年 8 月までは 3,500 円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、当該期間の標準賞与額に係る記録を、申立期間①は91万円、申立期間②及び③は101万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成18年7月25日  
② 平成19年7月25日  
③ 平成21年7月24日

申立期間①から③までについて、A法人（現在は、B法人）から賞与を支給されているので、標準賞与額に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、B法人から提出された賞与明細書により、申立人は、その主張する標準賞与額（申立期間①は91万円、申立期間②は101万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間③について、上述の賞与明細書により、申立人は、当該期間において、A法人から101万円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、101万1,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

ただし、特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及

び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上述の賞与明細書において確認できる賞与額から 101 万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間の賞与の支払に係る届出を行っていなかったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、当該期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8575

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成20年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月31日から20年1月1日まで

私は、A社で平成19年12月31日まで働いたが、厚生年金保険被保険者記録の資格喪失日が同年12月31日となっているため、同年12月が被保険者となっていない。資料として源泉徴収票を提出するので調査して、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、事業主の回答及び申立人から提出された「平成20年分給与所得の源泉徴収票」により、申立人は、A社に平成19年12月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上述の源泉徴収票により確認できる保険料控除額から、16万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の資格喪失日を社会保険事務所（当時）に誤って届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成19年12月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（愛知）厚生年金 事案 8576

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、3万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 50 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 3 月 31 日

私は、申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、申立期間の賞与の記録が無い。

申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人に係る「平成 17 年分退職所得給与所得に対する所得税源泉徴収簿」、同僚の賞与明細書及び同社の回答により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（3万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出していないと認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 中部（石川）厚生年金 事案 8577

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は20万円に訂正することが必要である。

申立人の申立期間②に係る標準賞与額の記録については、平成21年12月25日は17万6,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成21年12月

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票並びに申立人及び複数の同僚の給料支払明細書から判断して、申立人は、当該期間において、その主張する標準賞与額（20万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

申立期間②について、申立人から提出された給料支払明細書（21年冬月分）により、申立人は、当該期間において、18万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、17万6,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額の



いずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、当該期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、17万6,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、同僚の賞与記録の訂正に際してA社が年金事務所に対して提出した回答により、申立期間①は平成15年12月25日、申立期間②は21年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（石川）厚生年金 事案 8578

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成15年12月25日は23万円、21年12月25日は14万7,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年12月  
② 平成21年12月

申立期間①及び②について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立期間について、課税庁から提出された平成15年分給与支払報告書、申立人から提出された21年分給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の給料支払明細書等から判断して、申立人は、当該期間において、事業主から賞与を支給され、厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが推認できる。

したがって、申立期間に係る標準賞与額については、平成15年分給与支払報告書、21年分給与所得の源泉徴収票及び複数の同僚の給料支払明細書等から推認できる厚生年金保険料から、申立期間①は23万円、申立期間②は14万7,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、同僚の賞与記録の訂正に際してA社が年金事務所に対して提出した回答により、申立期間①は平成15年12月25日、申立期間②は21年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 中部（石川）厚生年金 事案 8579

### 第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額の記録については、平成21年12月25日は9万8,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和52年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成21年12月

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（21年冬月分）により、申立人は、申立期間において、10万円の標準賞与額に相当する賞与を事業主から支給され、9万8,000円の標準賞与額に見合う厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間の標準賞与額については、上記給料支払明細書において確認できる保険料控除額から、9万8,000円とすることが妥当である。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、同僚の賞与記録の訂正に際してA社が年金事務所に対して提出した回答により、平成21年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を、平成15年12月25日は15万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和53年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年12月

申立期間について、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたので、当該期間に係る賞与の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給料支払明細書（15年冬月分）により、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額（15万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る賞与の支給日については、同僚の賞与記録の訂正に際してA社が年金事務所に対して提出した回答により、平成15年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主から回答が得られず、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和41年2月16日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を4万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和18年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年1月1日から同年2月16日まで

私は、A社に入社し、同社C工場に勤務していたが、D所に派遣された。申立期間については、同所に勤務していた。昭和41年2月頃、同社の関連会社であるE社の所属となり、A社C工場に転勤した。申立期間の記録が無いのは、手続ミスだと思われるので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年2月頃までA社に勤務し（勤務地は、D所）、厚生年金保険に加入していたとしているが、オンライン記録では、同年1月1日に同社において厚生年金保険の被保険者資格を喪失している。

しかし、申立人と一緒に勤務したとする上司は、「申立人を含む3人が同時期に派遣先から撤退しており、出向時期は同じはずである。」と証言しているところ、当該申立人を含む3人の同僚のうちの1人は、人事記録によると申立期間については、A社に勤務しており（勤務地は、F所）、昭和41年2月16日にE社へ出向を命じられていることが確認できることから、申立人についても、同日までA社に勤務していたと推認できる。

また、申立人と一緒にD所に勤務した複数の同僚は、「申立人は、G業務に従事しており、申立期間の前後の勤務形態に変更はなかった。」と証言している。

さらに、前述の上司は、「A社在職中は何回も異動があったが給与は本社か

らもらっていたので、保険料控除はあったはずである。」と証言している。

加えて、B社は、「申立人に関する資料は無いが、申立期間あたりの従業員の記録が空白になっている状況を把握している。申立人についてもほかの従業員と同じ事情がうかがえる。」としている。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者名簿の昭和40年12月の記録から4万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格取得日に係る記録を昭和38年11月28日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和19年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年11月28日から同年12月4日まで

私は、A社に昭和38年4月に入社後、同年に同社B工場へ異動し、継続して勤務していた。同社C工場から同社B工場に転勤になった時の記録が未加入期間になっているので、申立期間について、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る在籍証明書、A社の回答及び同僚の証言から判断すると、申立人は、申立期間において同社に継続して勤務し（昭和38年11月28日に同社C工場から同社B工場に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B工場における厚生年金保険被保険者原票の昭和38年12月の記録から、1万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社（C工場）から同社B工場に異動したとする複数の同僚についても、同社B工場での被保険者資格取得日（昭和38年12月4日）が申立人と同じであったことが確認できることから、事業主が申立人の資格取得日を同日として届け、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年11月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。